特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	療育手帳交付事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、療育手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

島根県知事

公表日

令和8年3月17日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳交付に関する事務
②事務の概要	療育手帳制度要綱に基づき、療育手帳交付等に関する事務を行う。特定個人情報保護ファイルは次の事務に使用する。 ・療育手帳の交付に関する事務 ・療育手帳の返還に関する事務 ・療育手帳交付台帳の整備に関する事務 ・療育手帳の所持者が氏名等を変更したとき若しくは居住地を移したときの届出に関する事務 ・療育手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	療育手帳発行システム、統合宛名管理システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
療育手帳発行システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表8，50の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表11，14，18，20，37，42，48、49，53，75，76，77，80，81，91，92，113，124，125，144，161，163の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県立心と体の相談センター
②所属長の役職名	島根県立心と体の相談センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島根県立心と体の相談センター 島根県松江市東津田町1741番地3 （TEL）0852-32-5905 （FAX）0852-32-5924

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島根県立心と体の相談センター 島根県松江市東津田町1741番地3 （TEL）0852-32-5905 (FAX）0852-32-5924
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、事務処理を新規登録等の際には、申請書に記載されているマイナンバーについて、住所を含む3情報による住基ネット照会をしている。システム入力する際には、マイナンバー等が正しく入力されているかどうか複数人での確認を行うようにし、その上でマイナンバー登録や副本登録を行っている。更新申請は、申請書に記載されているマイナンバーとシステムに入力されているマイナンバーに誤りがないか確認している。申請書は鍵付きの書庫に保管し、廃棄の際には複数人で書類の数を確認し、廃棄日を記録している。人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「島根県情報セキュリティポリシー」及び「島根県の保有する個人情報等の取扱いに関する管理規定」を遵守し、漏えい・滅失・毀損を防ぐための安全対策を実施している。 ・保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を必要最小限の範囲に限定している。 ・保有個人情報ファイルの滅失・毀損が生じた場合に備えて、システムデータのバックアップを実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一　7の項及び33の3の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第7条の2及び第24条の5	番号法第19条第8号　別表第二の10，14，16の2，20，27，28，53，54，55，56の2，79，85の2，108，115の主務省令で定めるもの	事後	
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1..対象人数の計数年月日	令和3年3月31日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2..取扱者数の計数年月日	令和3年3月31日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年10月17日	Ⅳリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[〇]委託しない	[　]委託しない	事後	
令和5年10月17日	Ⅳリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない(入手)	[〇]接続しない(入手)	事後	
令和6年2月1日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	療育手帳発行システム	療育手帳発行システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	事後	
令和6年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1..対象人数の計数年月日	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2..取扱者数の計数年月日	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一　7の項及び33の3の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第7条の2及び第24条の5	・番号法第9条第1項　別表8，50の項	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の10，14，16の2，20，27，28，53，54，55，56の2，79，85の2，108，115の主務省令で定めるもの	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表11，14，18，20，37，42，48，49，53，75，76，77，80，81，91，92，113，124，125，144，161，163の項	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1..対象人数の計数年月日	令和6年2月1日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2..取扱者数の計数年月日	令和6年2月1日時点	令和6年3月31日時点	事前	
令和7年1月9日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業	―	Ⅳ リスク対策に記載のとおり	事後	追加項目
令和7年1月9日	Ⅳ リスク対策 9.監査	[〇]自己点検[　]内部監査　[　]外部監査	[〇]自己点検[〇]内部監査　[　]外部監査	事後	
令和7年1月9日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	―	Ⅳ リスク対策に記載のとおり	事後	追加項目
令和8年2月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1..対象人数の計数年月日	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2..取扱者数の計数年月日	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	